

## 村ハチブ小話

大田遼一郎

二月の九州部會の時宿屋で深更までつづいた討論のなかで、岩片教授が村ハチブの問題を出された。現在の農村でそれが實際にどのような實效を持ちうるかという質問であつたと記憶する。これに對する私の發言は甚だあやふやであつたが、村にかえつてからさらに色々しらべてみた。恰度村の中學の先生をしている人が、歌をつくつたからといつて澤山持つて來られた。その中に次のようながあつた。

封建の遺風そのまま組の掟に十二年間屈せぬ男あり  
格子なき牢獄に似た生活によくぞ堪えゆく中傷の一家は

これはハチブの最も著しい例であつた。  
天草の村々では、村ハチブのことを「一本立ち」といつてい

る。が村の生活では、部落さらにその下部單位である小字「組」を基礎とするから、實際には組はずしのことである。ハチブは一般的にいうと、村乃至部落の秩序を破つたもの、不信義をはたらいたものに對する社會的制裁、一種の私刑的な慣行であらうが、公民權の確立と共に漸次に形骸化し、殊に終戦後は益々その痕跡も稀薄化したと考えられる。しかし又一方では、部落の掟を破るということが、部落ボスの意志に反對することを意味するような場合は、ハチブ的なものを、經濟外要因として強くはたらかせ、反秩序的なものを抑えようとする傾向は珍らしくないであらう。終戦後のこのような例に二、三ぶつかつたが、上記の歌の事實のような場合は、この地方でも一寸稀有である。

### 二

村の平坦部を貫流する大川のほとりで、水車による製米業を兼營している六十餘歳の自作農Eどんというのがその主人公である。耕作面積は三反餘の僅少さであるが、兼營の性質、財産及び現金収入の程度からみると、貧農ではなく中農もいゝところである。最近もつぶれかかつて、別の製米業者に、機械を擔保にとつて金を貸したほどである。このEどんが組はずしにされた事件というのはこうなのである。

その部落に川から灌溉水を引く部落共有の井堰があるが、Eどんは水車をまわすためにその水を他よりは多く使用する。その使用料として一定の金額を毎年部落に納めていた。しかるに、ある

年、何かの事情で休業が多く、納金もいつもより少くとどけた。部落の代表者は例年通りの額を要求する。というのが争の發端で、部落側はKどんを契約違反か何かで訴えることになった。するとKどんの方でも、だれかが水車を石を投げこんだのを營業妨害で逆に訴えるという始末で、事態は紛糾した。その時は田植時かで忙しい最中であつたが、Kどんに負けてなるものかと部落側は屢々寄りをひらき、訴訟費用も頭割りで相當額を負担した。ところがKどんはあわてない。というのは、かれはかつて兼業のつとして「事件屋」をやつていたことがあり、その時の得意先の辯護士に、相手方の部落側がこの事件を依頼したからである。そこでKどんはいつた。「お前さん方はこの訴訟は止めた方がいい。絶対にわしには勝てぬ。昔、わしが下うけになつてもうけさしてやつた辯護士が、わしを負かす筈はないからだ。」果して事件は部落側の敗訴になつた。その代りKどんは永久に部落から組はずしにされたのである。

### 三

組はずしになれば、組の寄合にはもちろん一切出られない。冠婚葬祭の交際は絶たれる。農繁期の加勢も受けられない。統制經濟になつてからは、役場から供出割當や配給物の通知をする時もKどん一家のために、一軒だけの獨立の組がつくられた。水車の製米にゆくことも部落内では止められている。他部落の者は挽いてもらいに来るが、同じ部落の者は夕方か夜人目を忍んで稀に来

る位のものである。息子と娘が生長した。しかし青年團には入れさせない。嫁取りをしたがほかの村からである。娘も同様他村に嫁した。息子の祝儀の時ほもう終戦後であつたので、この機會に組はずしを緩和してもらいたいという本人乃至親戚の氣持もあつたのであろう、部落内の近隣に案内したが、家長たちは一人も来ない。代りに青年が若干来たが、かれらは非常なニクジをしたということである。「ニクジをする」というのは、意地悪をするという意味で、料理や嫁さんについて散々皮肉をいつたとのことである。息子の母親は平生潤達な氣質であつたが、さすがににがい顔をしていたということである。

ハチブは現在では實際的な不便というよりは、むしろより多く精神的苦痛であらう。だが、Kどんの方から頭でも下げない限り、執拗につづくこの冷たい仕打に、十年以上も堪えてゆく態度は一寸普通ではない。かれがフウガジンだといわれている所以である。それは「風雅人」とでもかくのであらうか、變り者という意味である。

ところでかれの経歴をみてみると、次男坊として山と畠を極く少々宛分けてもらつただけで人生を出發した。その急勾配の山をおふくろの加勢をうけて開墾し、大正の初期に村ではじめての西瓜をうえた。蔬菜の行商などもやつて金をためた。村では今までそんなことをした者はなかつたとのことだ。その山畠は今みかん山になつている。それからさらに一層有利な副業をと、床屋、シヨケ作り（桶作り）を経て、さきに述べた「事件屋」までや

り、次いで現在の製米業に至つてゐる。石油發動機を二臺持つて、他部落の糶すり、麥すりに移動もしてまわる。ということでははずしにはなつていても、生活は裕福なのである。

結局この農民の「意識形態」とその基盤になるものを考えてみると、水稻耕作は僅かしかやつていない。兼業が主で、しかもそれが可成りの自立性安定性を持つてゐる。途中で「事件屋」までやつたので、權利に對する觀念は、普通の農民以上に發達してしまつた。いわば觀念的のだけ「近代化」された。この意識のズレが、經濟的な獨立性、やや特異な性格とも相まつて、かれをハチブに追込んだと同時に、かれをハチブに堪えつづけさせてゐる原因であらう。

これはしかしエキセントリックな例かも知れない。しかも内容からみて戦前の型である。

## 四

K どの場合を村ハチブの戦前型、すなわち事件の内容が比較的單純な個人的なワクに限られたもので、制裁もある程度守られたものとするならば、戦後にあらわれた事例は、もつと複雑でそして社會的若くは集團的な性質をおびて來てゐるものが多いようである。しかも私のいる村の場合、そのハチブ化はいずれも成功してゐない。

。その最初の場合、二一年の暮、村全體の騒然たる空氣の中で、はじめて農民組合が、まれた時、最も有力な地主の集中して

いる山間部落では、別にその部落だけで單獨の組合をつくるから、村の組合に勝手に参加してはならぬと有力者達が説いてまわつた。この部落からは農地委員の小作委員が二人當選してゐたが、かれらに對しても若し村の組合に加擔すれば「一本立にするぞ」ということが部落有力者から申し渡された。そのうちの一人はしかし敢然と村の組合に参加したのである。そして結果は、ハチブにはできなかった。

この農民は、山を越えた隣村の不在地主の小作であつたために、宅地まわりに集中している小作地一町二反ほどをまるまる解放うけた上、自作地四反と併せて、經營面積一町六反という、村では最上級の幾人と數えるほどしかない有力な自作農となることになつた。それだけ不在地主の方は殘念であつたであらう、その當主は養子でもあり、専門學校出のインテリであつたため、比較的恬淡であつたが、おばあさんというのがどうしても諦めきれず、かつて名子の關係でもあつた恩を知らぬその舊小作人の一家を呪い殺すという願を、毎朝地藏さんにかけているというほどであつた。いかにも天草らしい暗い話であるが、舊小作人としては立場上農地改革には最も熱心にならざるを得ず、小作委員として奮闘し、農組にもハチブの警告を蹴つてまで参加したわけである。この農民は農業經營にも非常に熱心で、加うるに地力はよし、農地は集團化しており、種牡牛も持ち、息子たちの働き手はそろう、前から精農家として定評があつた。それが村の新しい役目である農地委員になり、農組も副組合長までになり、さらに農

業調整委員にも部落と農組の兩方からの推薦で高點で當選した。學歴は小學卒、五十餘歳で少年時代には西陣に丁稚奉公に出ていることがあり、窮乏時代には一家朝鮮に出稼したこともあるが、戰後めきめきと賣りだしてきた村の新しい指導者の典型である。地方自治法や改正民法の本などを取寄せて、一生懸命に勉強する。判らぬところがあると、私のところなどによくききに來る。眞面目で公平で、氣魄のある性格を買われて、特に下層農民からは絶對の信頼を得つつある。この人の場合はハチブどころではなかつたのである。

## 五

第二の場合は極く最近の事件である。

二三年の夏に起つた村の水害の耕地復舊助金が、ようやく今年の春に來た。その分配の問題で、ある部落がモメたのである。六十戸ほどの行政区になつてゐるが、そのうち三三戸が、最高一萬圓平均三千圓程度の補助金をもらひ、あとは一文ももらえなかつたというのである。もらえなかつた者の一部から不平が起つた。その言分は冠水したのは殆ど全部でその點では多かれ少かれ被害をうけている。自分達は最初よほどの被害でなければ申告すべきでないと思つてゐた。事實最初の申告者は極く少數であつた由である。しかるに金が來てみると案外多額なので、部落集會の通知も徹底ささず、集まつた者三三戸だけでいち早く分けどりしてしまつた。集會に來なかつた者は水害を受けなかつたものとみなす

と決定したというのである。又その分け方にも一部の者が、被害面積を過大に申告して不當に取つた疑があるといふのである。これに對して分配の責任者たる役場及び區長側では、通知は各組長を通じてやつた。來なかつたのが悪い。それに最初から申告しなかつた者は金をもらふ資格は全然ない。他の區では冠水した者全部に對して總花式に分けたために文句が起つていないといふが、そのやり方は違法だと反駁してゐる。ところでもらわなかつた組のうち最も積極的な數名——比較的富裕な自作農のみである——が、この問題で地方事務所まで出かけた。さらにそのうちの一人は、全く自發的に、村人がおそればはばかつてる「特定政黨」の町にある委員會に立寄つて事情を訴えた。そこで地方事務所から電話がかかつて、若い闘士が來たりするので問題は紛糾しかけてゐる。實は私もこの問題では、中立的な第三者としての調停的な役割を買われかけており、事態收拾に苦心してゐるが、最後の解決がどうなるかはまだ判らない。ただこの場合、區長に反對の立場をとり、外部團體に連絡をとつた音頭とりの農民は、部落の圓滿をみだす者として、ハチブの警告をうけたとのことである。

この農民は部落内でも現金収入の多い精農家と定評づけられてゐる自作農で、一面又、勘定高い理窟っぽい人物だともいわれている。かれもまた經濟的な自立性と、それに伴う自主的意識を可成り強く持つて來ていたのである。だから今迄問題にならぬことを問題にした。なお今一つ注目すべきことは、この部落における農民組合の幹部は、補助金をもらつた方に屬しており、區長の立

場のようご者になつてゐることである。が一般の農民はこの農組幹部の態度を必ずしも「墮落」とはみていない。その證據に農地委員會の改選には、その幹部の一人が相當の高點で當選した。一方區長反對の農民たちを正義派だともみていない。もらえなかつた不平、やはり欲から出た行動とみている者が多い。しかし結局この農民の場合も、ハチブにはできないであらう。ただ「一本立ち」にするぞといわれて、少しタヂロイだことは事實のようである。

この問題は部落制度の實體とも關連して考えなければならぬと思ふが、とにかくハチブはしばしばよみがえる。或はよみがえろうとする。部落ボスが生きてゐるところでは、かれを支えるものとしてハチブは何らかの形で生きてゐるのではなからうか。

(本所員九州研究室勤務)